

令和3年度 中小企業等外国出願支援事業

【二次公募のご案内】



岩手県内の中小企業者等による戦略的な外国出願の費用を支援します！

岩手県内の中小企業者等の戦略的な外国出願を促進するため、外国への事業展開等を計画している中小企業等に対して、外国出願にかかる費用の支援をおこなう事業です。

公募期間

令和3年7月21日(水)～9月10日(金)

補助対象

以下のすべてを満たす方が対象となります。

二次公募のため予算額が限られていることから、採択されない場合があります。

- ・岩手県内に事業所を有する中小企業者等
- ・外国出願業務を依頼する国内弁理士等の協力を得られること又は、自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合に同等の書類を提出できること
- ・事業終了後の状況調査に協力できること
- ・外国出願後、審査請求が必要なものに対し審査請求を行うこと

補助内容

補助対象経費	外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用 (対象外) 採択前に発生した費用、日本国特許庁に支払う費用	
補助率	1/2以内	
補助上限額	特許	150万円
	実用新案・意匠・商標	60万円
	冒認対策商標(※)	30万円

(※)第三者による抜け駆け出願(冒認出願)の対策を目的として出願する商標

審査方法

申請書類による書面での審査

申請方法

以下のURLより「補助金実施要領」をご一読の上、書類一式をご提出ください。

URL <http://www.joho-iwate.or.jp/fipr>

提出書類 間接補助金 交付申請書

(法人の場合) 登記簿謄本等の写し

・会社の事業概要

・役員等名簿

・直近2期分の決算書(貸借対照表及び損益計算書)の写し等

・外国出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類

・外国出願に要する経費の見積書

・先行技術調査等の結果

・(共同出願の場合)持分割合及び費用負担割合が記載されている契約書等の写し

